

令和2年度愛知県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等 整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1 愛知県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備費補助金（以下「補助金」という。）は、新型インフルエンザ等の患者の入院医療を提供する医療機関（以下「新型インフルエンザ等患者入院医療機関」という。）及び感染症外来医療を提供する医療機関（以下「感染症外来協力医療機関」という。）の設置者が行う整備事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新型インフルエンザ等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(交付の対象及び交付額の算出方法)

第3 この補助金は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業

新型インフルエンザ等患者入院医療機関による、厚生労働省の定めた新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱（平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知、令和2年4月1日健発0401第11号厚生労働省健康局長通知にて改正）に基づく整備事業

(2) 感染症外来協力医療機関整備事業

感染症外来協力医療機関による、厚生労働省の定めた感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱（平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知）に基づく整備事業

(3) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等による、厚生労働省の定めた令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和2年4月30日付け厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号厚生労働事務次官通知、令和2年8月5日付け厚生労働省発医政0805第1号・厚生労働省発健0805第6号・厚

生労働省発薬生 0805 第 71 号厚生労働事務次官通知及び令和 2 年 9 月 25 日付け厚生労働省発医政 0925 第 9 号・厚生労働省発健 0925 第 3 号・厚生労働省発薬生 0925 第 90 号厚生労働事務次官通知にて改正)に基づく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和 2 年 4 月 30 日付け医政発 0430 第 5 号・健発 0430 第 1 号厚生労働省医政局長及び厚生労働省健康局長通知、令和 2 年 6 月 25 日付け医政発 0625 第 6 号・健発 0625 第 6 号・薬生発 0625 第 9 号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知及び令和 2 年 9 月 25 日付け医政発 0925 第 8 号・健発 0925 第 4 号・薬生発 0925 第 6 号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長通知にて改正)による設備整備事業

2 令和 2 年度における各設備整備事業については、以下の事業を優先することとし、リース契約についても補助対象とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関による、厚生労働省の定めた令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和 2 年 4 月 30 日付け厚生労働省発医政 0430 第 1 号・厚生労働省発健 0430 第 5 号厚生労働事務次官通知、令和 2 年 8 月 5 日付け厚生労働省発医政 0805 第 1 号・厚生労働省発健 0805 第 6 号・厚生労働省発薬生 0805 第 71 号厚生労働事務次官通知及び令和 2 年 9 月 25 日付け厚生労働省発医政 0925 第 9 号・厚生労働省発健 0925 第 3 号・厚生労働省発薬生 0925 第 90 号厚生労働事務次官通知にて改正)に基づく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和 2 年 4 月 30 日付け医政発 0430 第 5 号・健発 0430 第 1 号厚生労働省医政局長及び厚生労働省健康局長通知、令和 2 年 6 月 25 日付け医政発 0625 第 6 号・健発 0625 第 6 号・薬生発 0625 第 9 号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知及び令和 2 年 9 月 25 日付け医政発 0925 第 8 号・健発 0925 第 4 号・薬生発 0925 第 6 号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長通知にて改正)による設備整備事業及び紫外線照射装置等導入事業

(2) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

帰国者・接触者外来等を有する医療機関による、厚生労働省の定めた令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和 2 年 4 月 30 日付け厚生労働省発医政 0430 第 1 号・厚生労働省発健 0430 第 5 号厚生労働事務次官通知、令和 2 年 8 月 5 日付け厚生労働省発医政 0805 第 1 号・厚生労働省発健 0805 第 6 号・厚生労働省発薬生 0805 第 71 号厚生労働事務次官通知及び令和 2 年 9 月 25 日付け厚生労働省発医政 0925 第 9 号・厚生労働省発健 0925 第 3 号・厚生労働省発薬生 0925 第 90 号厚生労働事務次官通知にて改正)に基づく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和 2 年 4 月 30 日付け医政発 0430 第 5 号・健発 0430 第 1 号厚生労働省医政局長及び厚生労働省健康局長通知、令和 2 年 6 月 25 日付け医政発 0625 第 6 号・健発 0625 第 6 号・薬生発 0625 第 9 号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知及び令和 2 年 9 月 25 日付け医政発

0925 第 8 号・健発 0925 第 4 号・薬生発 0925 第 6 号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長通知にて改正) による設備整備事業

(3) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等による、厚生労働省の定めた令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け厚生労働省発医政 0430 第 1 号・厚生労働省発健 0430 第 5 号厚生労働事務次官通知、令和 2 年 8 月 5 日付け厚生労働省発医政 0805 第 1 号・厚生労働省発健 0805 第 6 号・厚生労働省発薬生 0805 第 71 号厚生労働事務次官通知及び令和 2 年 9 月 25 日付け厚生労働省発医政 0925 第 9 号・厚生労働省発健 0925 第 3 号・厚生労働省発薬生 0925 第 90 号厚生労働事務次官通知にて改正) に基づく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け医政発 0430 第 5 号・健発 0430 第 1 号厚生労働省医政局長及び厚生労働省健康局長通知、令和 2 年 6 月 25 日付け医政発 0625 第 6 号・健発 0625 第 6 号・薬生発 0625 第 9 号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知及び令和 2 年 9 月 25 日付け医政発 0925 第 8 号・健発 0925 第 4 号・薬生発 0925 第 6 号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長通知にて改正) による設備整備事業

3 補助基準額及び補助対象経費は、別表 1 のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

(1) 事業ごとに別表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(2) (1) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

(対象外経費)

第 4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助金交付の対象としないものとする。

(1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

(2) 既存建物の買収に要する費用

(3) 職員宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用

(4) その他施設整備として適当と認められない費用

(経費流用の禁止)

第 5 事業間の経費は、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第 6 規則第 3 条による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式 1 のとおりとし、その提

出部数は3部（保健所設置市にあつては2部）とする。

- 2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定めるまでとし、所轄保健所長を経由して（保健所設置市にあつては直接）知事に提出するものとする。

（申請の取下げ）

- 第7 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

- 第8 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別紙様式2による変更交付申請書を3部（保健所設置市にあつては2部）、所轄保健所長を経由して（保健所設置市にあつては直接）知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額以内における、補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更及び補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 補助事業者（「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された診療・検査医療機関を除く）は前項の規定にかかわらず補助事業の内容のうち、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による事業内容変更承認申請書を3部、所轄保健所長を経由して（保健所設置市にあつては直接）知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）施設整備事業の場合

- ア 建物の設置場所
- イ 建物の規模若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- ウ 病床数

（2）設備整備事業の場合

- ア 購入価格が単価30万円以上の品目及びその数量
- イ 病床数

- 3 知事は、前2項の規定により承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第9 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（事業の遅延の報告）

- 第10 補助事業者は交付対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場

合はその理由を、交付対象事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を3部（保健所設置市にあつては2部）、所轄保健所長を経由して（保健所設置市にあつては直接）知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11 施設整備事業の場合、当該事業年度の2月5日現在における事業遂行状況を別紙様式4により3部、当該年度の2月15日までに所轄保健所長を経由して（保健所設置市にあつては直接）知事に提出するものとする。

（実績報告）

第12 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式5のとおりとし、その提出部数は3部（保健所設置市にあつては2部）、所轄保健所長を経由して（保健所設置市にあつては直接）知事に提出するものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の交付）

第13 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第14 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式6により速やかに知事に報告しなければならない。

提出部数は3部（保健所設置市にあつては2部）とし、所轄保健所長を経由して（保健所設置市にあつては直接）知事に提出するものとする。

2 前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（財産処分の制限）

第15 規則第20条のただし書に規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第20条第1項第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があつたときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるこ

とがある。

(一括下請負の禁止)

第 16 補助事業者は補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(関係書類の整備)

第 17 補助事業者は、規則第 10 条第 1 項に定める関係書類、帳簿を補助事業完了後、5 年間保存するものとする。

(契約の締結)

第 18 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(特例)

第 19 第 3 の 1 (3) 及び 2 に定める事業に関しては、第 6、第 8、第 10 から第 12 及び第 14 の規定にかかわらず、所轄保健所長の経由を必要としない。
2 前項の規定により提出する場合の書類の提出部数は 2 部とする。

(実施細則)

第 20 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 17 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

別 表 1

1. 新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備事業

基 準 額	対 象 経 費	補助率
<p>次により（1）及び（2）により算出された額の合計額</p> <p>（1）新設、増設及び改築 別表2の基準単価×別表3の基準面積×知事の認めた病床数</p> <p>（2）改造及び補修 知事の認めた額</p>	<p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。）</p>	<p>10 / 10</p>

2. 感染症外来協力医療機関施設整備事業

基 準 額	対 象 経 費	補助率
<p>1施設あたり</p> <p>15,000千円</p> <p>ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積</p>	<p>感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）</p>	<p>10 / 10</p>

3. 新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備事業

(1)

基 準 額	対 象 経 費	補助率
次により算出された額の合計額 各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円 ×知事が必要と認めた病床数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費	
①人工呼吸器及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ×台数 ②个人防护具 3,600円 ×知事が必要と認めた人数分 ③簡易陰圧装置 4,320,000円 ×知事が必要と認めた病床数 ④簡易ベッド 51,400円 ×知事が必要と認めた台数 ⑤体外式膜型人工肺及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ×台数 ⑥簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	設備を整備するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料 （ただし、⑤の整備は、新型コロナウイルス感染症患者に対して使用する場合に限るものとする。）	10 / 10

※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

(2)

基 準 額	対 象 経 費	補助率
紫外線照射装置等導入経費 1施設当たり 8,000千円	新型インフルエンザ等患者入院医療機関において、紫外線照射装置等を導入する経費であって使用料及び賃借料、備品購入費等をいう。 (ただし、新型コロナウイルス感染症患者が使用した病床及び検査室に対して消毒作業における負担軽減及び感染リスクの低減のいずれかを目的として使用するものに限る。)	1 / 2

4. 感染症外来協力医療機関設備整備事業

基 準 額	対 象 経 費	補助率
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>①HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円</p> <p>②HEPAフィルター付パーティション 205,000円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>③个人防护具 3,600円 ×知事が必要と認めた人数分</p> <p>④簡易ベッド 51,400円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑤簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>設備を整備するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料</p>	<p>10/10</p>

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

5. 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

基 準 額	対 象 経 費	補助率
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>①超音波画像診断装置 11,000千円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>②血液浄化装置 6,600千円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>③気管支鏡 5,500千円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>④CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 66,000千円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑤生体情報モニタ 1,100千円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑥分娩監視装置 2,200千円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑦新生児モニタ 1,100千円 ×知事が必要と認めた台数</p>	<p>設備を整備するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料</p>	<p>10/10</p>

別 表 2 (基準単価)

新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備事業 (単位：円)

施設種別	新型インフルエンザ等患者入院医療機関			
構造別	鉄筋		ブロック	
	新 設 (増設を含む)	改 築	新 設 (増設を含む)	改 築
基準単価	215,300	210,700	188,000	183,200

別 表 3 (基準面積)

施設別	基準面積	
新型インフルエンザ等 患者入院医療機関	新設、増設及び改築	15.0 m ²